

長崎港港湾の事業継続計画（港湾BCP）

令和3年 3月

長崎港港湾BCP協議会

はじめに

○ 港湾BCPとは

危機的事象による被害が発生しても、当該港湾の重要機能が最低限維持できるよう、危機的事象の発生後に行う具体的な対応（対応計画）と、平時に行うマネジメント活動（マネジメント計画）等を示したもの。

- ・危機的事象：大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、突発的な港湾運営環境の変化
- ・重要機能：優先的に機能継続を図る必要がある港湾機能
- ・対応計画：直前予防対応、初動対応、緊急輸送対応、機能継続に関する対応
- ・マネジメント計画：事前対策、教育・訓練、見直し・改善

◎長崎港における危機的事象の設定

自然災害：地震・津波（台風・高潮）

（１）地震

長崎県地域防災計画（震災対策編）で想定されている地震動を対象とする。

防災計画においては、県内の活断層で最大の規模が予測されるのは、雲仙地溝南縁断層帯の東部と西部が連動する場合であるが、活断層が確認されていない場所でも想定され得ることから、県内全域で M6.9（震源断層上端の深さ 3km）が想定されている。

港名	地区名	雲仙地溝南縁断層帯	県内全域 M6.9
長崎港	長崎・西彼半島南部	震度 4～6 強	震度 6 弱～6 強

（２）津波

長崎県地域防災計画（震災対策編）で想定されている津波を対象とする。

津波による海面への影響開始時間や最高津波水位の到達時間は、津波断層モデルによって異なるが、最高津波水位（市町単位）場合の諸元は以下のとおり。

なお、港湾区域及びその周辺の状況は、3. 分析・検討に示す図3-2、図3-3を参照。

港名	市町名	影響開始時間	最大津波到達時間	最高津波水位	最大クラスの津波をもたらす津波断層モデル
長崎港	長崎市	86 分	282 分	T.P+4m	南海トラフ・ケース5

長崎港の朔望平均満潮位（H.W.L） T.P+1.56m

◎ 長崎港の重要機能

- ① 防災拠点機能【小ヶ倉柳地区】 ⇒ 緊急物資輸送、緊急物資保管
- ② 国際・国内物流機能【小ヶ倉柳地区】 ⇒ 幹線貨物輸送
- ③ 離島等への物流・人流機能【元船地区】 ⇒ 離島への貨物輸送、旅客輸送
- ④ 大型客船による国際交流機能【松が枝地区】
⇒ クルーズ客船寄港による地域経済の活性化
- ⑤ 燃料供給機能【土井首地区】【小ヶ倉地区】【木鉢地区】【小江地区】
⇒ 県内外への燃料供給

1. 基本方針

長崎港の「港湾の事業継続計画（以下、「港湾BCP」という）」は、雲仙地溝南縁断層帯における地震及び南海トラフ地震に伴う津波などが発生した場合に、二次災害の発生を抑止しつつ緊急物資の海上輸送を確保するとともに、当該港湾が「五島列島など離島との人流・物流の拠点」、「長崎南部地域の国際・国内物流の拠点」、「大型客船の寄港による国際交流拠点」、「県内外への燃料供給機能の拠点」であることを踏まえ、物流、人流、国際交流機能及び燃料供給機能の機能低下抑制及び早期機能回復を最優先に対応することを基本方針とする。また、複合災害（マルチハザード）や巨大災害等の発生可能性があることも心得、次項以降に示す対応計画の実施に努めることとする。

長崎港における重要機能の位置を図1-1に示す。

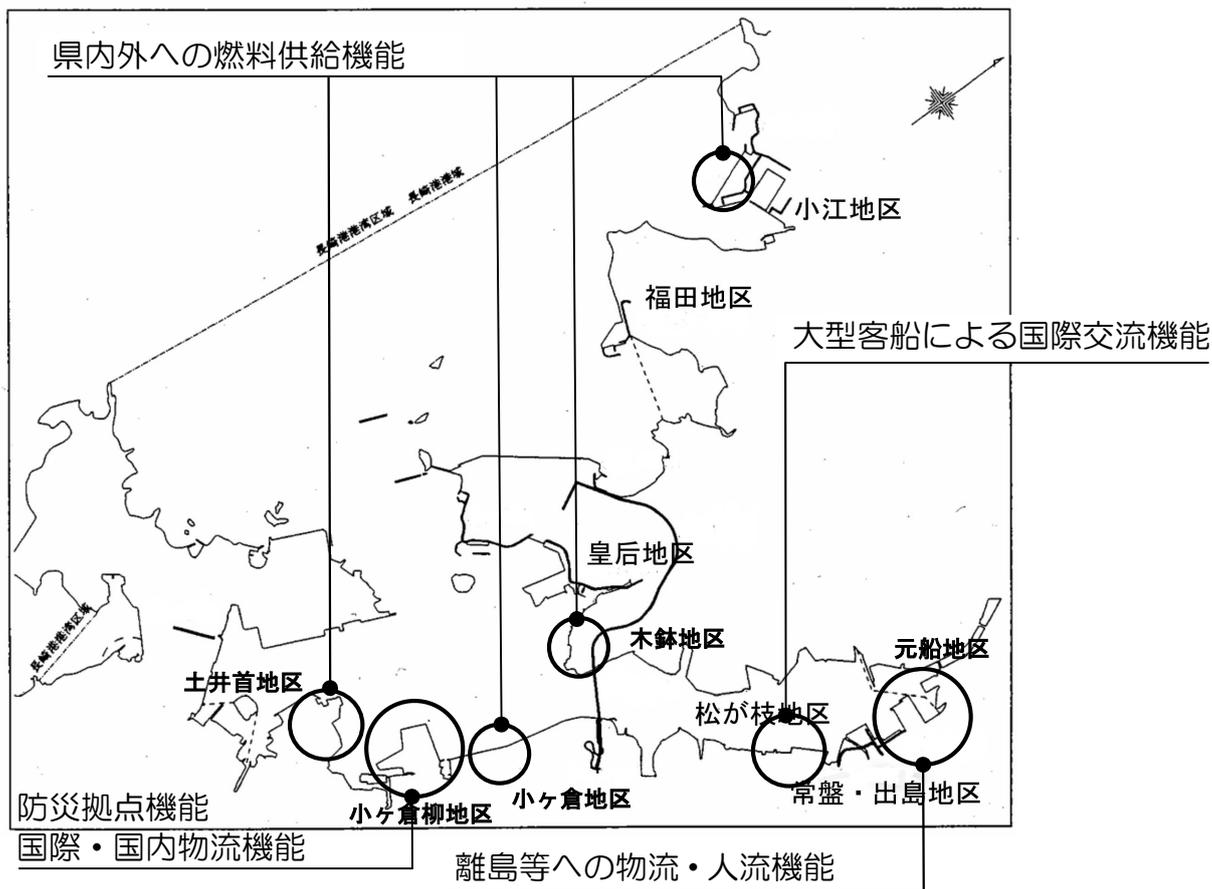


図1-1 長崎港 重要機能の位置

2. 実施体制

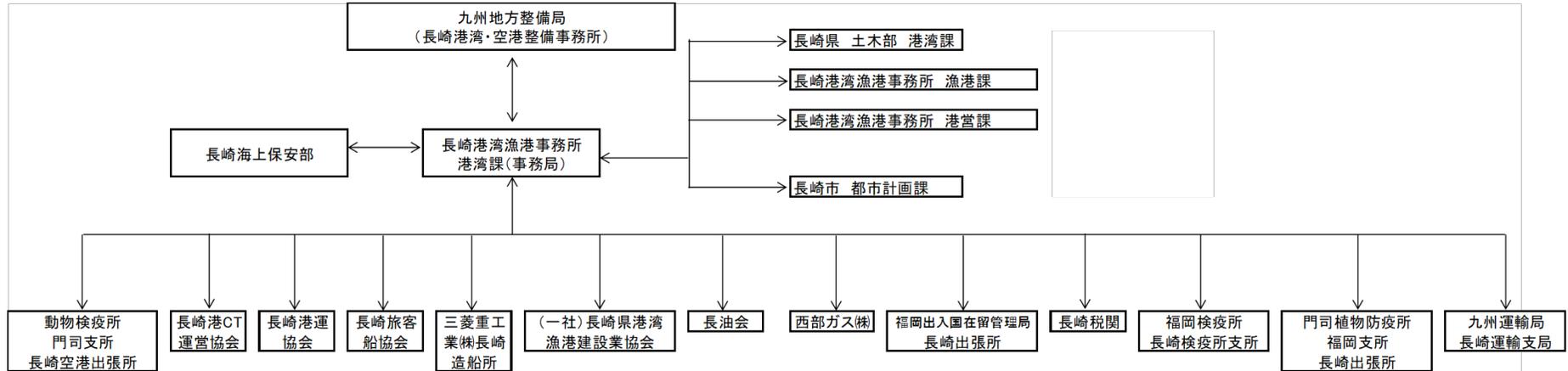
本港湾BCPの「策定」、「事前対策」、「教育・訓練」、さらにはPDCA^(注1)の手法による継続的な「見直し・改善」を行う組織として、港湾関係者による「長崎港湾BCP協議会」(以下、「協議会」という)を設置し、継続的に運営していくこととする。協議会の構成を表2-1、連絡網を図2-1に示す。

(注1) Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の行動プロセス

表2-1 協議会 構成

	区分	協議会 構成員
1	港運関係	長崎港コンテナターミナル運営協会
2		長崎港運協会
3	旅客船	長崎旅客船協会
4	関連企業	三菱重工業(株)長崎造船所
5	建設関係	(一社)長崎県港湾漁港建設業協会
6	エネルギー	長油会
7		西部ガス(株)長崎工場
8	官公庁	福岡出入国在留管理局長崎出張所
9		長崎税関
10		福岡検疫所長崎検疫所支所
11		門司植物防疫所福岡支所長崎出張所
12		動物検疫所門司支所長崎空港出張所
13		九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所
14		九州運輸局 長崎運輸支局
15		長崎海上保安部
16		長崎市都市計画課
17		長崎県土木部港湾課
18		長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所 港営課
19		長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所 漁港課
20		長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所 港湾課

長崎港 港湾BCP協議会 緊急連絡網



※電話番号、メールアドレス等の個別情報に関する内容等は、「別添資料（非公開）」として別葉とする。

図2-1 協議会 緊急連絡網

3. 分析・検討

雲仙地溝南縁断層帯における地震及び南海トラフ地震に伴う津波などが発生した場合において、その影響が及び対象者の範囲、岸壁機能の低下、代替輸送によるコストの増加、利用者が負う損失、港湾利用者の事業停止やその機能の低下への懸念、背後地域への社会的信頼性低下などの視点から検討を行い、また当該港湾が、県内唯一の定期コンテナ航路を有すなど「長崎南部地域の国際・国内物流の拠点」、「五島列島など離島との人流・物流の拠点」、「大型客船の寄港による国際交流拠点」、「県内外への燃料供給機能の拠点」であることを踏まえ、国際・国内物流機能、離島との人流・物流機能、大型客船による国際交流機能及び燃料供給機能を重要機能とする。

ここで、港湾BCPの概念図として図3-1を示す。港湾BCPの基本的な考え方として、危機的事象が発生した際「港湾BCPによる復旧曲線」が示す港湾機能の復旧が図れるよう事前対応・事後対応を実施していくことが必要である。

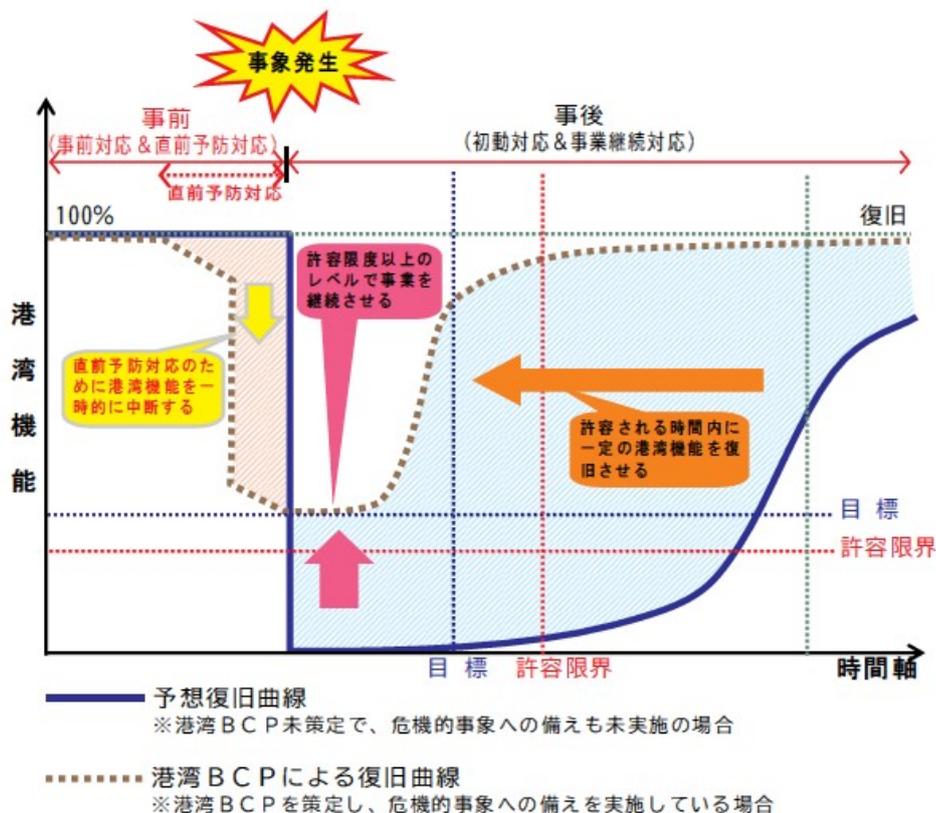
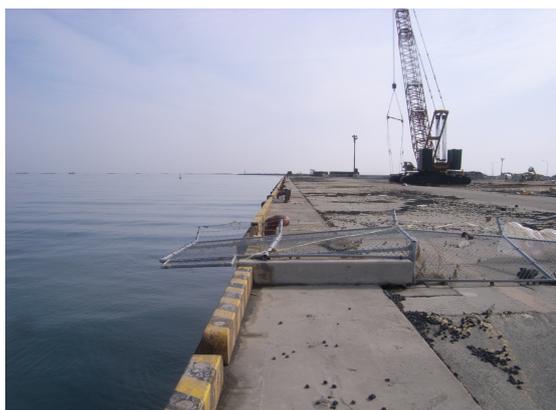


図3-1 港湾BCP 概念図

また、岸壁の被災イメージは写真3-1、被害想定については表3-1のとおりとし、甚大な被害が発生した場合を想定して対応計画を作成する。

なお、台風・高潮など事前に予見可能な自然災害にあたり直前予防対策が必要な施設については、別添資料「長崎港BCP対象施設一覧表」に示す直前対応を実施する。



軽微



甚大



壊滅

写真3-1 被災イメージ（岸壁）

表3-1 被害想定

◎緊急物資輸送対応【小ヶ倉柳地区】

※復旧に要する期間とは、発災から復旧するまでの目標日数

施設	軽微		甚大		壊滅	
	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況
岸壁(-7.5m) 南《耐震強化》	2日	エプロンに一段差発生(荷役に支障なし)	3日	被害軽微	—	想定しない(Lv2地震動対応)
臨港道路	2日	被害軽微	3ヶ月	一部陥没(敷鉄板による応急処置3日)	2~3年	全面にわたり液状化が発生
ふ頭用地	2日	一部陥没	2日	一部陥没、貨物散乱	1ヶ月	広範囲に陥没、貨物散乱多数
荷役機械	2日	被害軽微	2日	被害軽微	1年	本体損傷
水域	2日	漂流物が海面上に見られる	2日	漂流物等により航路・泊地が一部閉塞	10日	漂流物等により航路・泊地が全体的に閉塞

◎国際・国内貨物輸送対応【小ヶ倉柳地区】

施設	軽微		甚大		壊滅	
	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況
岸壁(-10m) 西《耐震強化》	2日	エプロンに一段差発生(荷役に支障なし)	3日	被害軽微	—	想定しない(Lv2地震動対応)
岸壁(-12m) 西	2日	エプロンに一段差発生(荷役に支障なし)	3ヶ月	岸壁本体が損傷	2~3年	岸壁が倒壊
岸壁(-10m) 南	2日	エプロンに一段差発生(荷役に支障なし)	3ヶ月	岸壁本体が損傷	2~3年	岸壁が倒壊
岸壁(-7.5m) 北	2日	エプロンに一段差発生(荷役に支障なし)	3ヶ月	岸壁本体が損傷	2~3年	岸壁が倒壊
岸壁(-5.5m) 北	2日	エプロンに一段差発生(荷役に支障なし)	3ヶ月	岸壁本体が損傷	2~3年	岸壁が倒壊
岸壁(-10m) 北	2日	エプロンに一段差発生(荷役に支障なし)	3ヶ月	岸壁本体が損傷	2~3年	岸壁が倒壊
臨港道路	2日	被害軽微	3ヶ月	一部陥没(敷鉄板による応急処置3日)	2~3年	全面にわたり液状化が発生
ふ頭用地	2日	一部陥没	2日	一部陥没、貨物散乱	1ヶ月	広範囲に陥没、貨物散乱多数
荷役機械	2日	被害軽微	2日	被害軽微	1年	本体損傷
ソーラスフェンス	2日	被害軽微	2日	被害軽微	6ヶ月	全損
水域	2日	漂流物が海面上に見られる	7日	漂流物等により航路・泊地が一部閉塞	10日	漂流物等により航路・泊地が全体的に閉塞

◎離島への貨物・旅客輸送対応【元船地区】

施設	軽微		甚大		壊滅	
	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況
浮棧橋(1号)(2号)	3日	渡橋が落橋	3ヶ月	浮棧橋(2基)が移動	2~3年	浮棧橋(全数)が損失(流出)
ターミナル	7日	電源障害(配線破断)	6ヶ月	数力所に亀裂が発生、窓ガラスの破損や水道、電気が不通	2~3年	ターミナルビルが倒壊
駐車場	2日	一部亀裂発生	3ヶ月	一部陥没	2~3年	全面にわたり液状化が発生
岸壁(-6m)、(-5.5m)、(-4.5m)	2日	エプロンに一段差発生(荷役に支障なし)	3ヶ月	岸壁本体が損傷	2~3年	岸壁が倒壊
臨港道路	2日	一部亀裂発生	3ヶ月	一部陥没	2~3年	全面にわたり液状化が発生
可動橋	7日	電源障害(配線破断)	10ヶ月	シリンドー部が損傷し可動しない状況	2~3年	可動橋が落橋し、橋台も倒壊
ポーティングブリッジ	7日	電源障害(配線破断)	10ヶ月	段差が生じ、可動部が動かない状況	2~3年	橋脚が倒壊し、通路が欠落
ふ頭用地	2日	一部亀裂発生	3ヶ月	一部陥没	2~3年	全面にわたり液状化が発生
電気設備	2日	被害軽微	7日	被害軽微、停電	6ヶ月	受電設備、配電管、配線が浸水
荷役機械	2日	被害軽微	2日	被害軽微	1年	本体損傷
水域	2日	漂流物が海面上に見られる	5日	漂流物等により航路・泊地が一部閉塞	10日	漂流物等により航路・泊地が全体的に閉塞

◎クルーズ客船寄港対応【松が枝地区】

施設	軽微		甚大		壊滅	
	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況
岸壁(-12m)	2日	エプロンに一段差発生(荷役に支障なし)	4ヶ月	岸壁本体が損傷	2~3年	岸壁が倒壊
ターミナル	7日	電源障害(配線破断)	6ヶ月	数力所に亀裂が発生、窓ガラスの破損や水道、電気が不通	2~3年	ターミナルビルが倒壊
駐車場	2日	一部亀裂発生	3ヶ月	一部陥没	2~3年	全面にわたり液状化が発生
臨港道路	2日	一部亀裂発生	3ヶ月	一部陥没	2~3年	全面にわたり液状化が発生
ふ頭用地	2日	一部亀裂発生	3ヶ月	一部陥没	2~3年	全面にわたり液状化が発生
ソーラスフェンス	2日	被害軽微	2日	被害軽微	6ヶ月	全損
水域	2日	漂流物が海面上に見られる	14日	漂流物等により航路・泊地が一部閉塞	30日	漂流物等により航路・泊地が全体的に閉塞

◎県内外への燃料供給対応【土井首地区】【小ヶ倉地区】【木鉢地区】【小江地区】

施設	軽微		甚大		壊滅	
	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況
棧橋	2日	被害軽微	2日	被害軽微	2~3年	棧橋が倒壊
護岸	2日	エプロンに一段差発生(荷役に支障なし)	4ヶ月	護岸本体が損傷	2~3年	護岸が倒壊
臨港道路	2日	一部亀裂発生	3ヶ月	一部陥没	2~3年	全面にわたり液状化が発生
ふ頭用地	2日	一部亀裂発生	3ヶ月	一部陥没	2~3年	全面にわたり液状化が発生
ソーラスフェンス	2日	被害軽微	2日	被害軽微	6ヶ月	全損
水域	2日	漂流物が海面上に見られる	10日	漂流物等により航路・泊地が一部閉塞	20日	漂流物等により航路・泊地が全体的に閉塞

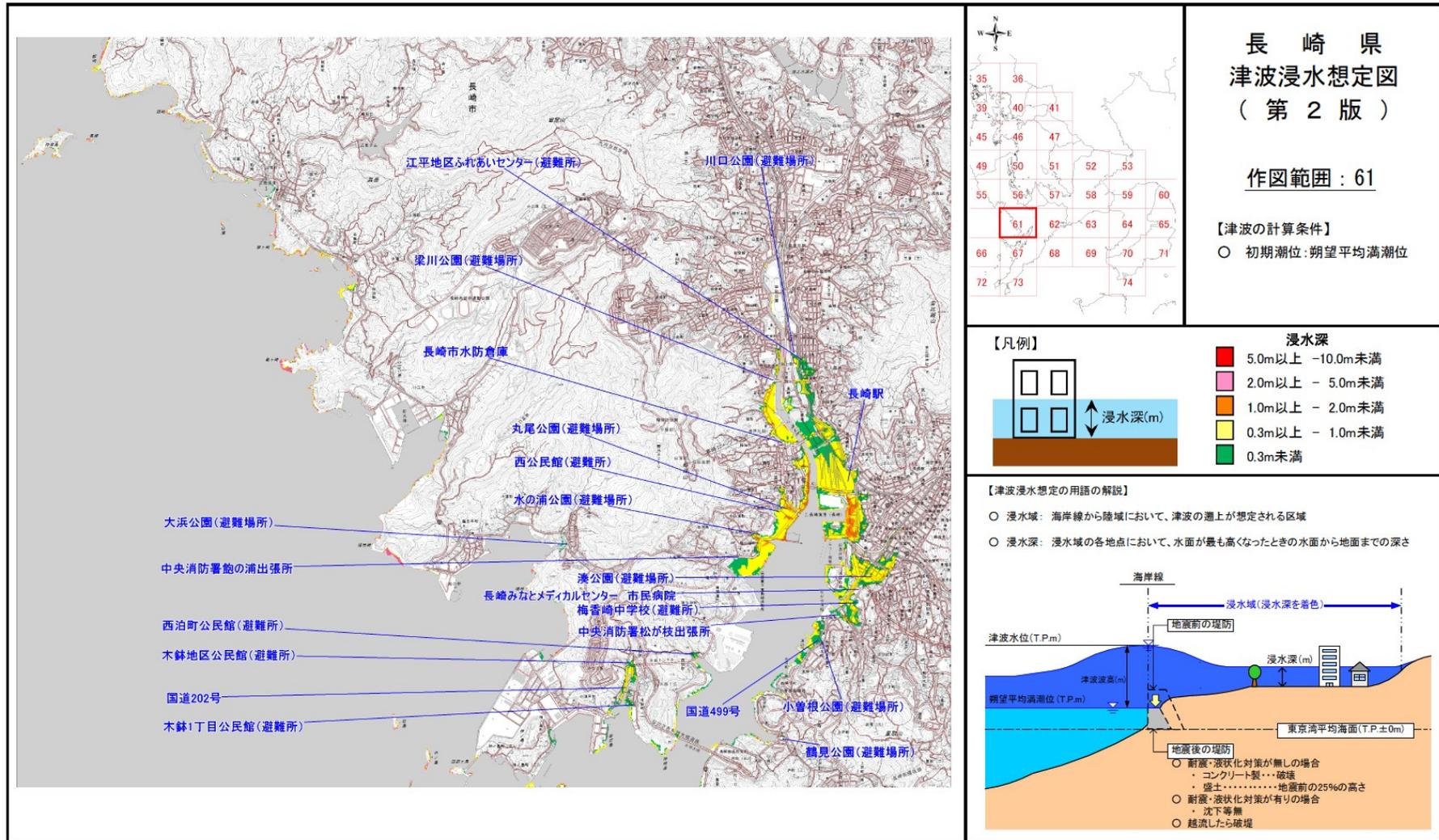
なお、港湾BCPにおいて、脆弱箇所として港湾内の浸水想定区域を予め把握しておくことは、港湾事業者等の自助、共助を促し、被害軽減に繋がる。

長崎港における津波および洪水浸水想定区域を図3-2~図3-4に示す。

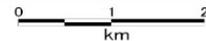
また、災害により発生するガレキ等の仮置場を事前に想定しておく必要があり、このガレキ等の仮置場となる施設を別添資料「ガレキ等の仮置対象施設一覧表」に示す。

ただし、通常の利用状況などから臨機応変に対応することとし、対象の施設についてはこの限りではない。

図3-2 長崎県 津波浸水想定図（第2版）平成28年10月31日公表 長崎県 作図範囲：61



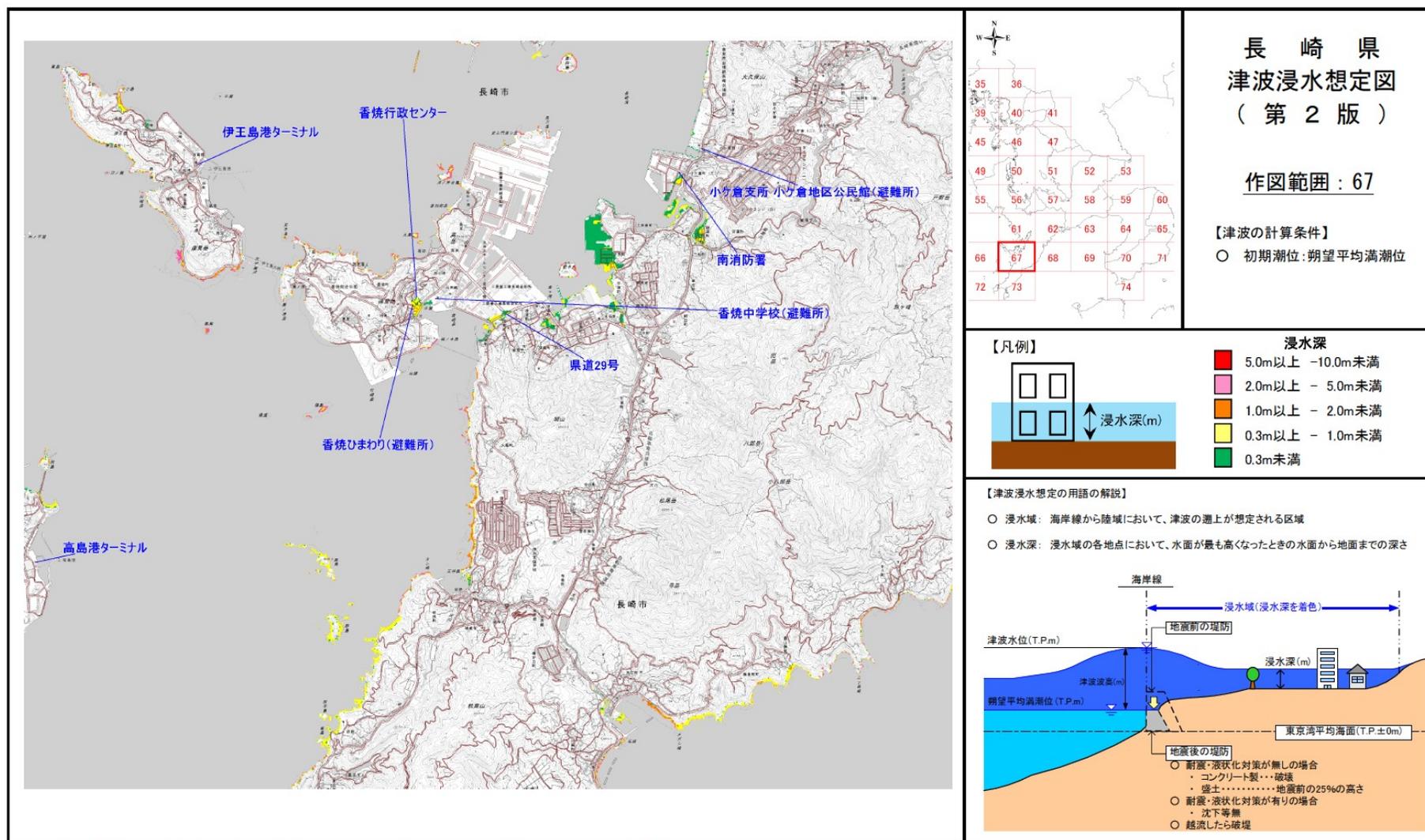
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1413 号）。
これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。



【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）をあらわしたものです。
- 最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えられとされる「ケース 5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の運動」「対馬海峡東の断層」「大村-諫早北西付近断層」、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した 60 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えられとされる「西山断層及び北方延長部の断層（F60）大すべり左側」を設定しました。この 6 つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定浸水域や浸水深は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
- ※ その他の留意事項については、解説を参照して下さい。 ※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製し作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

図3-3 長崎県 津波浸水想定図（第2版）平成28年10月31日公表 長崎県 作図範囲：67



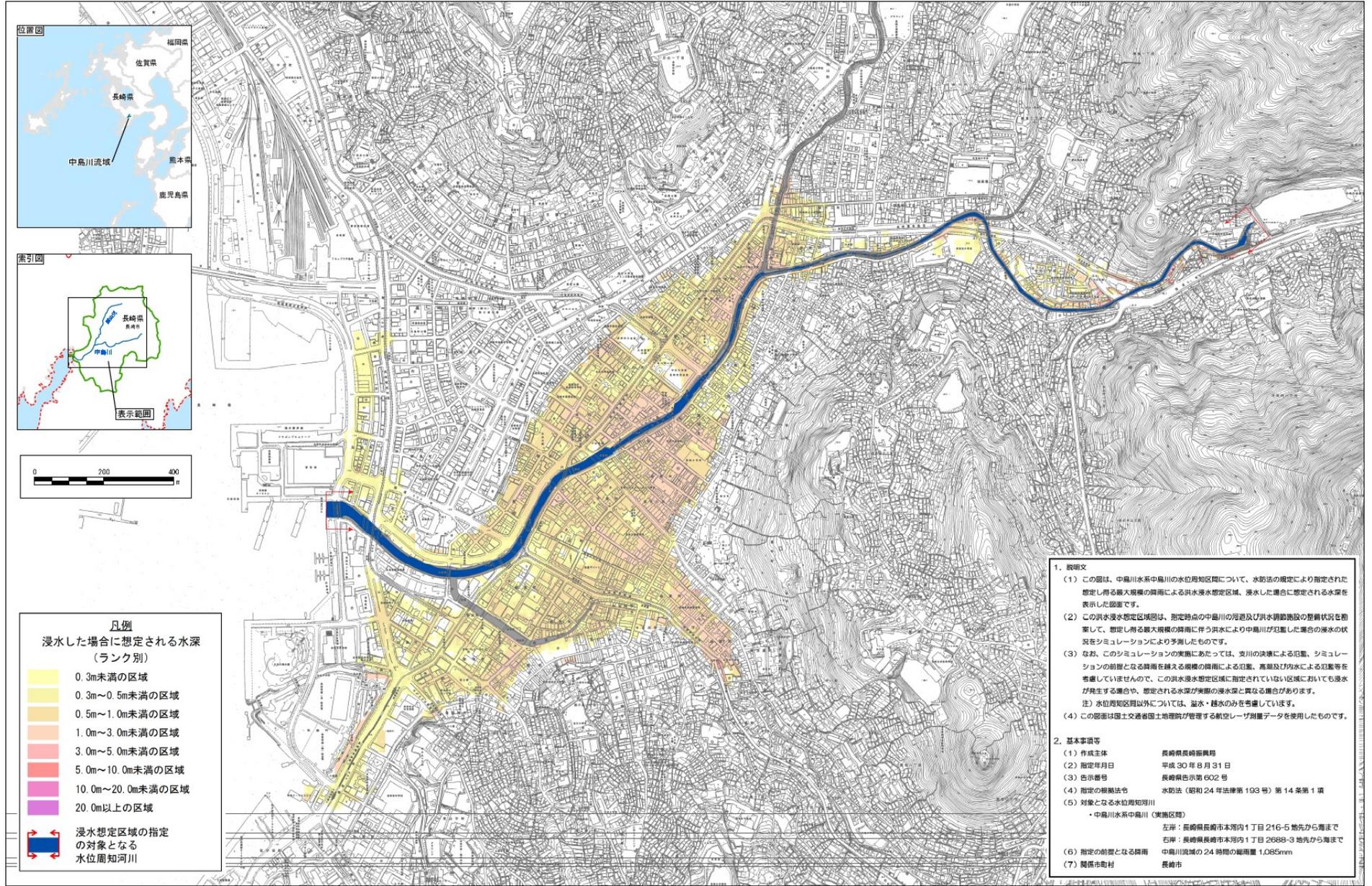
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 1413 号）。
これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)をあらわしたものです。
 - 最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース 5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」「対馬海峡東の断層」「大村-諫早北西付近断層」、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した 60 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側」を設定しました。この 6 つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
 - この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定浸水域や浸水深は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
- ※ その他の留意事項については、解説を参照して下さい。 ※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製し作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

図3-4 中島川水系中島川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）平成30年8月31日指定 長崎県長崎振興局

中島川水系中島川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



4. 対応計画

(1) 直前予防の対応

長崎港において台風・高潮などの自然災害が予想され、長崎港長から「長崎港台風等対策委員会」の委員等に、台風等実施基準の第二警戒態勢（避難勧告）が発令されたとき、直前予防として下記の対応を行うものとする。

なお、第二警戒態勢の発令中、港湾における現場作業については、港長が台風等実施基準に示す「船舶の対応」および本対応計画に示す作業や緊急時等を除き、原則実施しないことが推奨される。

1. 初動体制の準備依頼

事務局は「(2) 初動時の対応」以降に必要な体制を整えるため、初動対応の可能性がある旨、構成員に事前連絡する。

2. 直前予防の対応依頼

事務局は、別添資料1「長崎港BCP対象施設一覧表」に示す直前対応が必要な施設について、対応を実施するよう構成員に依頼する。

3. 直前予防の実施

構成員のうち該当者は、必要な施設について直前対応を実施し、完了した旨、事務局へ報告する。

(2) 初動時の対応

県下の長崎・西彼杵半島南部地域（長崎港の所在地）において、震度6弱以上の地震が発生した場合またはT.P+4.0m以上の津波が観測された場合など、長崎港において危機的事象が生じた際、協議会の構成員はそれぞれの組織において、職員等の安否確認、通信等設備の確保、被害状況の確認を行うとともに、可能な範囲で二次災害の防止対策を講じる。

また、協議会の構成員は、職員等の安否や被害状況等（下記項目）について、緊急連絡網に従って、また、使用可能

な通信手段（電話、携帯電話、メール、FAX等）を用いて、協議会事務局である長崎港港湾管理者に報告する。

1. 安否確認

構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、職員等の安否確認を行う。

2. 通信等設備の確保

構成員は、各自の組織において通信等設備の確保に努める。なお、自組織の設備が損壊するなど、外部との通信が途絶した場合は他組織の設備を利用するもしくは徒歩等による報告を行うなど、可能な代替措置を講じる。

3. 被害状況の確認

構成員は、各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握する。

4. 二次災害の防止

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、可能な範囲で二次災害の防止に努める。

なお、港湾管理者や危険物取扱施設の施設管理者は、港長や消防と連携しつつ、利用者や在港船舶、航行船舶へ必要な情報を提供するものとする。

5. 事務局への連絡

構成員は、安否確認の結果や把握できている被害状況について、事務局に連絡する。なお、連絡にあたっては、図2-1に示す緊急連絡網を利用することを原則とするが、通信設備等の状況によって、臨機応変な対応を行うものと

する。なお、（一社）長崎県港湾漁港建設業協会においては、別途協定を締結している「災害支援協定」に基づく対応を行う。

（3）緊急物資輸送対応【小ヶ倉柳地区】

初動時対応が概ね終了した段階で、表4-1を基本として、構成員間で連携をとりつつ、迅速に緊急物資輸送対応に移行する。なお、水域啓開・障害物除去等の対応については、別に定める「長崎港航路等啓開要領」に示す。

表4-1 緊急物資輸送対応【小ヶ倉柳地区】の基本的な手順と役割分担

※◎⇒要請者

○⇒実施者又は被要請者

(5) 離島との人流・物流対応【元船地区】

緊急物資輸送対応と並行して、表4-3を基本として、構成員間で連携をとりつつ、迅速に離島との人流・物流対応を実施する。なお、水域啓開・障害物除去等の対応については、別に定める「長崎港航路等啓開要領」に示す。

表4-3 長崎港の離島との人流・物流輸送【元船地区】の基本的な手順と役割分担

※◎⇒要請者

○⇒実施者又は被要請者

	時間軸											長崎港運協会	長崎旅客船協会	港湾漁港建設業協会	長崎港湾・空港整備事務所	長崎運輸支局	長崎海上保安部	港湾管理者	長崎市長崎市				
	1D	2D	3D	4D	5D	6D	1W	2W	3W	1M	2M									3M			
各自機関および現場 参集・体制設置	■	■																	○				
被災状況の点検等		■	港湾施設(岸壁・浮棧橋・用地・ターミナル等)被災状況の点検への協力要請											○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		■	港湾施設(岸壁・エプロン・浮棧橋・用地・乗降施設・ターミナル等)被災状況の点検											○	○	○	◎					○	○
応急復旧活動		■	水域啓開・障害物除去等の要請 ※油流出については、長崎県南部排出油等防除協議会の枠組みに基づくものとする。											○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			水域啓開の実施													○	○		○	○		○	○
			水深確保状況確認														○		○	○		○	○
			港湾施設の応急復旧方策の決定														○				○	○	
			港湾施設の応急復旧の要請														○				◎	◎	
代替輸送			代替輸送に係る利用施設の選定											○	○				○	○	○	○	
			代替施設における受入れ準備											○	○				○	○	○	○	
			代替輸送の実施											○	○				○	○	○	○	
荷役体制・旅客船運航体制の構築			荷役体制・運航体制の構築											○	○				○	○	○	○	
			貨物船・旅客船の着岸の支援が実施できる体制の構築																○	○	○	○	
			物流機能・旅客輸送機能の復旧見通しの情報発信											○	○		○				○	○	
			通常の取り扱い再開											○	○		○	○	○	○	○	○	

(6) クルーズ客船対応【松が枝地区】

緊急物資輸送対応と並行して、表4-4を基本として、構成員間で連携をとりつつ、クルーズ客船受け入れ対応を実施する。なお、水域啓開・障害物除去等の対応については、別に定める「長崎港航路等啓開要領」に示す。

表4-4 長崎港のクルーズ客船受け入れの基本的な手順と役割分担【松が枝地区】

※◎⇒要請者

○⇒実施者又は被要請者

	初動		応急復旧				受け入れ体制の構築				港湾漁港建設業協会	CIQ	長崎港湾・空港整備事務所	長崎運輸支局	長崎海上保安部	港湾管理者	長崎県 長崎市
	1W	2W	3W	1M	2M	3M	4M										
各自機関および現場 参集・体制設置	○	○															
被災状況の点検等	港湾施設(岸壁・用地・ターミナル等)被災状況の点検への協力要請																
	港湾施設(岸壁・エプロン・用地等)被災状況の点検																
	港湾施設(ターミナル)被災状況の点検																
応急復旧活動	水域啓開・障害物除去等の要請																
	※油流出については、長崎県南部排出油等防除協議会の枠組みに基づくものとする。																
	水域啓開の実施																
	水深確保状況確認																
	港湾施設の応急復旧方策の決定																
	港湾施設の応急復旧の要請																
クルーズ船受入体制の構築	港湾施設の応急復旧作業の実施																
	本復旧作業の実施																
	クルーズ船受入体制の構築																
	クルーズ客船受入機能の復旧見通しの情報発信																
	通常のクルーズ船入港再開																

(7) 県内外への燃料供給対応【土井首地区】【小ヶ倉地区】【木鉢地区】【小江地区】

緊急物資輸送対応と並行して、表4-5を基本として、構成員間で連携をとりつつ、迅速に県内へ燃料供給対応を実施する。なお、水域啓開・障害物除去等の対応については、別に定める「長崎港航路等啓開要領」に示す。

表4-5 長崎港の県内外への燃料供給の基本的な手順と役割分担【土井首地区】【小ヶ倉地区】【木鉢地区】【小江地区】

※◎⇒要請者

○⇒実施者又は被要請者

	初動		応急復旧				一部輸送再開					港湾漁港建設業協会	長油会	西部ガス(株)	長崎港湾・空港整備事務所	長崎海上保安部	港湾管理者	長崎県 長崎市
	1D	2D	3D	4D	5D	6D	1W	2W	3W	1M	2M							
各自機関および現場 参集・体制設置	○	○																
被災状況の点検等		港湾施設(棧橋・用地等)被災状況の点検への協力要請																◎
		港湾施設(棧橋・護岸・用地等)被災状況の点検																◎
応急復旧活動		水域啓開・障害物除去等の要請				※油流出については、長崎県南部排出油等防除協議会の枠組みに基づくものとする。												◎
		水域啓開の実施																◎
		水深確保状況確認																◎
		港湾施設の応急復旧方策の決定																◎
		港湾施設の応急復旧の要請																◎
		港湾施設の応急復旧作業の実施								本復旧作業の実施								◎
代替輸送		代替輸送に係る利用施設(方法)の選定																
		代替施設(方法)における受入れ準備																
		代替輸送の実施																
荷役体制の構築		荷役体制の構築																
		貨物船の着岸の支援が実施できる体制の構築																
		物流機能の復旧見通しの情報発信																
		通常の取り扱い再開																

(8) 事前対策

災害時の対応を迅速かつ的確に行うため、事前対策として、ボトルネック事象の解消とその影響の低減を図ることを念頭に、協議会として表5-1に示す項目に取り組む。

表5-1 長崎港の事前対策

区分	項目	対策	実施機関
初動時の円滑化	通信手段の確保	長崎港港湾BCP協議会会員のトランシーバー保有を推進する	協議会
	長崎港港湾BCP協議会の各構成員のBCPへの反映	長崎港港湾BCPを、協議会会員のBCP等に反映する	協議会及び構成員
	教育・訓練の実施	BCPの概要や先行事例の紹介など最新知識の習得を目指した教育を行う 初動体制の確認や情報伝達など、港湾BCPに定めた手順や役割を確認するため実地訓練等を実施する	協議会及び構成員
事業継続の円滑化	物資輸送の円滑化		
	燃料の確保	長崎港に立地する石油会社と応急復旧対応や船舶への給油のための燃油調達体制を把握する	協議会及び構成員
	航路の確保	航路等が埋塞した場合の水深等の確認手段の把握	協議会及び構成員
	県と国の作業分担の整理	効率的に応急復旧を行うため県と国の作業分担や指揮命令系統を整理する	協議会
	緊急物資輸送対応		
	荷役機械の確保	荷役機械が被災した場合の代替機の把握	協議会及び構成員
	上屋・倉庫の確保	地震・津波の被害が軽微と想定される上屋・倉庫の把握	協議会及び構成員
	水先艇被災時のタグボート利用	タグボートを水先艇として使用可能とするための協定締結、海上運送法に関わる手続き等の実施	協議会構成員 (長崎区水先人会、西九州タグボート協会)
	教育・訓練の実施	緊急物資輸送を想定した訓練を行う	協議会及び構成員
	その他		
	非常用電源の確保	緊急物資輸送や国際・国内輸送を行う上で必要となる最小限の電力を確保する	港湾管理者及び協議会構成員
	電気設備の復旧手法の検討	仮設電源の導入等、早期に電気設備を復旧するための手法を検討する	港湾管理者及び協議会構成員
	教育・訓練の実施	代替輸送等を想定した訓練を行う	協議会及び構成員

(9) 教育・訓練

①対象者が知識として既に知っていることを実際に体験させることにより身体感覚で覚えさせることと、②手順化できない事項に対して適切な判断と意思決定をくだせる能力を鍛えること、③港湾BCPを検証し、改善にすることを目的に、表6-1に示す教育・訓練を定期的を実施する。

なお、如何なる危機的事象が発生しても関係者が臨機応変な対応を行えるようにするためには、平時から当該港湾の利用実態や課題、将来の方向性を関係者が熟知することが重要であり、表6-1に示す教育・訓練以外の場においても関係者は職員の教育に取り組むものとする。

表6-1 長崎港で実施する教育・訓練

項目	頻度あるいは実施時期	対象者	頻度
直前予防および初動時円滑化のための教育	BCPの概要や先行事例の紹介など最新知識の習得を目指した教育	協議会及び構成員	必要に応じて実施
直前予防および初動対応に関わる情報伝達訓練	直前予防および初動体制の確認や情報伝達など、港湾BCPに定めた手順や役割を確認するため実地訓練等を実施。	協議会及び構成員	年1回

(10) 見直し・改善

長崎港港湾BCPについては、表7-1を基本として、協議会が見直し・改善を行う。

表7-1 長崎港港湾BCPの見直し・改善の実施時期

項目	頻度あるいは実施時期	備考
有用性の確認	年1回	訓練の評価を踏まえる
利用実態や課題の確認	年1回	
連絡体制等の更新	連絡先が変更の都度	
想定等の更新	新たな知見、リスクが認められた時点	

(11) その他

1. 別添資料

- 長崎港BCP対象施設一覧表
- ガレキ等の仮置対象施設一覧表
- 緊急連絡先一覧表（非公開）
- 各組織が保有する資機材等一覧表

2. その他

長崎港航路等啓開要領については、本協議会の作業部会において検討することとする。